

令和4年度 事業計画書

社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団

令和4年度事業計画書 目次

各務原市社会福祉事業団 基本理念・基本方針	1
はじめに・重点目標	2
法人本部（事務局）・福祉の里総務課	5
各務原市福祉の里つくし（福祉型児童発達支援センター）	9
各務原市福祉の里つくし（保育所等訪問支援事業）	10
各務原市福祉の里たんぽぽ（医療型児童発達支援センター）	11
各務原市福祉の里さくら（児童発達支援事業）	12
各務原市福祉の里あすなろ（生活介護事業）	13
各務原市福祉の里ぽぷら（生活介護事業）	14
虹の家・友愛の家（就労継続支援事業（B型））	15
各務原市基幹相談支援センター すまいる	16
各務原市福祉の里どんぐり（特定・障害児相談支援事業）	17
高齢者生きがいセンター稲田園（生きがいセンター）	18
福祉の里支援センター	18
年間行事計画	20

各務原市社会福祉事業団 基本理念・基本方針

<基本理念>

“笑顔で” “元気に” “自分らしく”

<基本方針>

1. 私たちは、利用者・家族とともに夢に向かって歩みます。
2. 私たちは、チームで支え、福祉のプロとして挑戦します。
3. 私たちは、誰もが安心して暮らせるよう、地域のかけはしになります。

<ロゴマーク>



令和4年度 各務原市社会福祉事業団 事業計画

はじめに

各務原市社会福祉事業団は、平成9年4月に障がい者の日中サービスを開始して以来、就学前の障がいのある子どもと成人の障がい者に係る福祉サービス事業を拡充する中、令和3年度で法人開設25年目を迎えました。

事業の種類や定員増による利用児者数の増加に加えて、医療的ケアの必要な人の増加や成人利用者の高齢化等に対して、事業形態や内容の見直しを行うとともに、施設内や駐車場整備等のハード面での整備も行ってきました。

昨年度（令和2年度）と今年度（令和3年度）2年間は、新型コロナウイルスの影響により、行事の中止や縮小を余儀なくされましたが、職員一同、感染予防対策の徹底、ワクチン接種、オンラインによる会議や研修の実施などにより、感染拡大を防ぐ努力をして事業を継続してきました。

また、職員の働き方改革にも力を入れてきました。

現在（令和4年3月末）、職員数は開所当初から2倍近くの100名となり、その働き方も多様化しています。正規職員、フルタイムの契約職員、時間パート職員、再雇用職員がそれぞれの働き方をする中、スキルアップ重視から後継者育成を重視する方向で、メンタル面での対応やハラスメントの起きない働きやすい職場環境づくりに力を入れてきました。

令和4年度は、さらに、後継者育成を見据えた人員配置と体制整備を図りつつ、質の向上につながる職員のチーム力の向上、コミュニケーション力の向上のための施策を講じていきます。

事業については、国の法改正の方向を注視しながら、それぞれの施設運営のあり方を見直すとともに、他法人との事業連携を進め地域に貢献できる体制を強化していきます。

重点目標

■事務局・総務課

- 働き方改革の推進
 - ・パートタイム・契約者の賃金改善
 - ・ハラスメント研修の実施（ハラスメントが起きない工夫をしている職場の良い事例紹介等）
 - ・コミュニケーションカUPの研修等の実施
- 後継者育成
 - ・後継者育成を見据えた人員配置・体制整備
 - ・職員研修マニュアル（職員の育成）の適正な運用
- 安心・安全対策
 - ・新型コロナウイルス対策（感染防止対策、感染者等発生時の迅速な対応）
 - ・事業継続マネジメントシステム（BCM）の運用（災害時の福祉支援体制の整備）
- （新）社会福祉法人フェニックスとの事業連携
 - ・施設の利用連携
 - ・人材育成に関する連携

■各事業

1. つくし（児童発達支援センター）
 - ・親の負担軽減（母子通園の見直し）
 - ・職員育成とサポート体制の強化
 - ・センター機能の充実（法改正による「医療型児童発達支援センター」との一元化を見据えたセンター機能のあり方を検討）
2. 保育所等訪問支援事業
 - ・後継者の育成（複数の訪問員の養成）
 - ・就園後のフォロー（通所支援事業所との連携）と、見通しを持った支援（期間の見極め、園につなぐタイミング等）
 - ・地域貢献事業の充実（市の委託事業（すくすく応援隊事業、随時訪問、ことばの相談）の参画を継続）
3. たんぽぽ（医療型児童発達支援センター）
 - ・親の負担軽減（家族分離の時間拡大）
 - ・PT、OT、ST訓練のあり方の見直し
 - ・多職種（看護師、PT、OT、ST、保育士）間の連携
4. さくら（児童発達支援事業）
 - ・個別支援計画の充実
（登録者数が100名近いため、複数の児童発達管理責任者を置く）
 - ・保育所、幼稚園、市教育委員会と連携した地域全体での支援
（園訪問の充実、就学支援の充実、保護者支援の充実）
 - ・個別目標に合わせた支援形態の見直し

5. あすなろ（生活介護事業）

- ・将来の暮らし支援
- ・行動障がい者への支援方法の検討及びハード面での環境整備、重度障害者支援加算の導入
- ・働きやすい職場作り（モチベーションアップへの取組み—企画提案がしやすい環境づくり、業務の効率化と工夫、パワハラに対する認識と環境作り）
- ・大型巡回バスによる送迎方法の見直し

6. ぽぷら（生活介護事業）

- ・地域生活支援拠点事業所としての体制整備（家族支援、家庭での見守り支援の情報収集、プロフィールブックの見直し）
- ・安心安全（丁寧で確実）な医療的ケア
- ・新型コロナウイルス感染防止対策の徹底
- ・災害に備えての取組み（施設で備えた医療用品、衛生用品その他の備蓄品の定期点検、火災だけでなく地震時や利用者の急変時の対応と訓練）

7. 虹の家・友愛の家（就労継続支援事業B型）

- ・コロナ禍における新規受託事業の開拓（目標工賃…月額 10,000 円）
- ・工賃月額にこだわらず、働く喜びに重点を置く。
- ・就労希望者等への個別支援
- ・親亡き後を見据えた、利用者の自立に向けた支援（作業面、生活面）
- ・コロナ対策を取りながらのお楽しみ行事（月1回程度）や体力作り

8. すまいる（基幹相談支援センター）

- ・基幹相談支援センター機能の強化、見直し
- ・市関係課との密な連携
- ・コロナ禍における連携会議等開催の工夫（リモート会議等）

9. どんぐり（相談支援事業所）

- ・「どんぐり」の業務内容、相談対象者等の検討
- ・コロナ禍での相談、会議の工夫（オンラインによる新しいスタイルでの会議等）

10. 稲田園（高齢者生きがいセンター）

- ・職員の業務の再確認及び標準化（職員交代時に対応できるマニュアルの作成）
- ・新型コロナウイルス対策の継続的な実施
- ・入浴中の事故防止、健康面での見守りの徹底
- ・高齢者の健康で明るい生活を支援（生きがいと健康づくり活動を支援—「健康講座」の他、定期的なラジオ体操の実施）
- ・安全に配慮した対応（施設設備の老朽化による危険個所の早期発見、修繕）
- ・新規利用者の開拓（チラシの配布やホームページでのPR）

法人本部（事務局）・福祉の里総務課

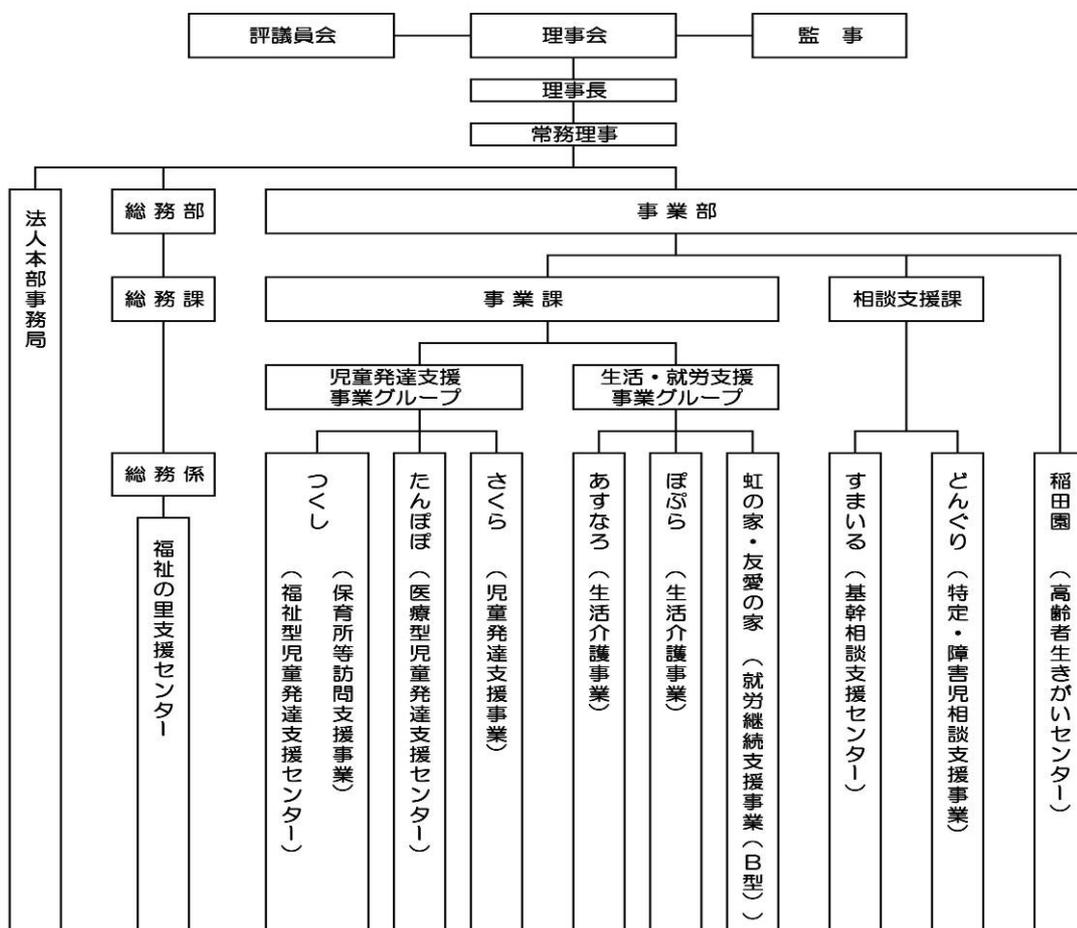
1. 事業概要

- (1) 予算、決算、その他法人の運営に必要な事項を審議するため、理事会・評議員会を開催します。
- (2) 多様化する福祉ニーズに的確に対応できるよう、委託者である各務原市はもとより関係機関との連携を深め、より良い支援体制の確立を目指します。
- (3) 人材育成の強化を図るため、研修体系に沿った職員研修を実施します。
- (4) 職員が安心して働けるよう、福利厚生や環境整備に努めます。
- (5) 苦情解決制度や第三者委員制度を周知徹底し、利用者の意見を真摯に受け止め反映するようにします。

2. 現状と課題（中長期目標）

令和元年度から5年間の指定管理を受け、事業運営においては運営上の問題点や課題を把握し、その改善に努め、サービスの質の向上に繋げていきます。同時に、基本理念等の周知や経営状況の把握と改善を意識した施設運営のほか、人事考課制度の運用・見直し、職員研修の充実などによる人材育成、後継者育成等様々な課題に取り組み、利用者サービス・利用者満足の向上に努めます。また、働き方改革関連法の施行に伴う労働環境の整備に努めます。

3. 組織図



4. 職員配置

	職員数	内 訳	
		正規職員・再雇用(※)	契約職員
総務部・法人本部事務局	8 (6)		常務理事 1 総務部長 (1)
法人本部事務局	4 (1)	事務局参事 1 事務局員 2	事務局長 (1) 事務局員 1
総務課	3 (4)	総務課長 (1)	
総務係	3 (3)	総務係長 (1) 主任 (1) 管理栄養士 1 看護師 1 運転士兼介護員 1	総務係員 (1)
事業部	90 (38)		事業部長 (1) 福祉の里所長 (1)
事業課	74 (31)	事業課長(※) 1 事業課主幹(あすなる管理者) (1)	
児童発達支援事業グループ	37 (15)		
つくし (福祉型児童発達支援センター) (保育所等訪問支援事業)	17 (6)	[児童発達支援センター] 管理者 1 児童発達支援管理責任者 1(1) 児童指導員 1 保育士 6 看護師 (1) 言語聴覚士 (1) 管理栄養士 (1) 運転士兼介護員 (1) [保育所等訪問支援事業] 管理者 1 児童発達支援管理責任者 1 訪問支援員(言語聴覚士) 1 事務職員 (1)	保育士 5
たんぼぼ (医療型児童発達支援センター)	13 (3)	管理者 1 児童発達支援管理責任者 1 保育士 1 看護師 2 理学療法士 1(1) 作業療法士 1 言語聴覚士 3 管理栄養士 (1) 事務職員 (1)	児童指導員 1 保育士 2
さくら (児童発達支援事業)	7 (6)	管理者 1 児童発達支援管理責任者 1 児童指導員 1 看護師 (1) 理学療法士 (2) 作業療法士 (1) 言語聴覚士 (1) 事務職員 (1)	児童指導員 1 保育士 3
生活・就労支援事業グループ	36 (15)		
あすなる (生活介護事業)	17 (4)	管理者 1 サービス管理責任者 1(1) 生活支援員 6 看護師 (1) 管理栄養士 (1) 事務職員 (1)	生活支援員 9
ほぶら (生活介護事業)	10 (7)	管理者(※) 1 サービス管理責任者 1(1) 生活支援員 1 看護師 2 理学療法士 (2) 作業療法士 (1) 管理栄養士 (1) 事務職員 (1)	生活支援員 1 看護師 1 介護員 3(1)
虹の家・友愛の家 (就労継続支援事業(B型))	9 (4)	管理者(※) 1 サービス管理責任者 1(1) 生活支援員 3 看護師 (1) 管理栄養士 (1) 事務職員 (1)	職業指導員 2 生活支援員 2
相談支援課	9 (5)		相談支援課長(すまいるせがら) (1)
すまいる (基幹相談支援センター)	5 (2)	地域生活支援拠点コーディネーター 1 相談支援員 2(1)	センター長 1 相談支援員 1(1)
どんぐり (特定・障害児相談支援事業)	4 (2)	管理者 1 相談支援員 3(1) 事務職員 (1)	
稲田園 (高齢者生きがいセンター)	7	園長 1	事務職員 1 用務員 5
計	98 (44)	正規職員・再雇用職員 計 58	契約職員 計 40

(括弧内は兼務を表す)

5. 受託施設及び事業一覧

区分	施設及び事業				
	種別	名称	根拠法令	定員	経営の別
第二種社会福祉事業	障害児通所支援事業 (福祉型児童発達支援センター) (保育所等訪問支援事業)	各務原市福祉の里つくし	児童福祉法	40人	指定管理者制度による受託
				—	
	障害児通所支援事業 (医療型児童発達支援センター)	各務原市福祉の里たんぼぼ		20人	
	障害児通所支援事業 (児童発達支援事業)	各務原市福祉の里さくら	20人		
	障害福祉サービス事業 (生活介護事業)	各務原市福祉の里あすなろ	障害者総合支援法	60人	
	障害福祉サービス事業 (生活介護事業)	各務原市福祉の里ほぶら		20人	
	相談支援事業 (特定・障害児相談支援事業)	各務原市福祉の里どんぐり	障害者総合支援法 児童福祉法	—	管理委託制度による受託
	障害福祉サービス事業 (就労継続支援事業B型)	虹の家 (主たる事業所) 友愛の家 (従たる事業所)	障害者総合支援法	20人 15人	
老人福祉センター	各務原市高齢者 生きがいセンター 福田園	老人福祉法	—	指定管理者制度による受託	
公益事業	基幹相談支援センター	すまいる	障害者総合支援法	—	管理委託制度による受託
	各務原市福祉の里支援センター		法外	—	指定管理者制度による受託

6. 職員研修

職員の資質向上等のため各種研修を計画的に実施していきます。

虐待防止・人権擁護研修、パワーハラスメント研修、メンタルヘルスケア研修、リスクマネジメント研修、感染症予防研修、救命講習、職員による実践報告会、新規採用職員研修及び座談会等

7. 委員会活動

利用者の安心・安全や職員の知識・支援の質の向上、労働衛生管理、情報発信等のため、各種委員会を開催します。

(1) 苦情解決第三者委員会

施設へ寄せられた苦情・相談内容について委員会に報告し、第三者委員にご助言をいただき、その解決に努めます。

(2) 衛生委員会

職員の健康障害の防止、労働災害の再発防止のため、委員会にて報告し、産業医のご助言をいただき、その防止のための検討を行います。

(3) 虐待防止委員会

この委員会は虐待防止委員会Ⅰ及びⅡで構成されており、虐待防止委員会Ⅱ(虐待防止マネージャー会議)では職員に虐待防止法等を周知し、その理解を深めるための研修を実施します。また虐待防止チェックの実施と分析や「虐待ひやりはっと報告書」の内容を検討し、虐待防止委員会Ⅰへ報告します。

虐待防止委員会Ⅰでは報告のあった虐待が疑われる案件について検討し、虐待と判断した場合には行政にも通報します。その他、マニュアルの整備などを行います。

(4) 事故検証委員会

各施設から提出された、ヒヤリハットと事故の内容を検証し、その結果を施設に報告し、再発防止に努めます。

(5) 新型コロナウイルス対策委員会

新型コロナウイルス関連の情報収集を行い、感染防止のための対策と感染者発生時の対応を検討します。また関係マニュアルの改定を行います。

(6) 給食委員会

管理栄養士を中心に、各施設の担当者や調理員と利用者の給食提供に関する検討を行います。食形態の調整、嗜好調査の結果などを施設間で共有し、安全で楽しく食事が摂れるよう努めます。

8. 健康管理

利用者・職員の健康管理のため健診等を実施します。また施設利用者においては体重測定や歯科指導、血圧測定などを必要に応じて実施し、健康管理、疾病の早期発見に努めます。

- ・ 利用児：小児科診察、整形外科診察、内科検診、歯科検診、耳鼻科検診
- ・ 利用者：内科検診、精神科検診、歯科検診、耳鼻科検診、血液検査、尿検査、便検査、インフルエンザ予防接種（あすなろ、虹の家・友愛の家）
- ・ 職員：健康診断

9. 安全・防災・防犯

- ・ 受託経営する施設の管理を行います。安全管理においても常に設備器具の点検を行い、整備の万全を図ります。
- ・ 事故、感染症等各種リスクに対応するため、定期的なマニュアルの見直しを行います。新型コロナウイルス感染対策については、引き続き情報収集を行いながら、利用者・職員の感染予防に努めます。
- ・ 送迎について、利用児者の状況に応じてコースなどを検討し、安心してご利用いただけるようにします。
- ・ 利用児・者参加による避難訓練を毎月実施します。あわせて消火設備、避難設備器具等の点検を行い、万全を期します。
- ・ 地震等の災害に対応できるよう事業継続マネジメント（BCM）の運用を行います。また福祉避難場所としての受け入れ体制の整備を図ります。
- ・ 日中の出入口施錠と監視カメラの設置、各務原警察の巡回等により防犯の強化に努めます。

10. 地域貢献

ボランティアや高校、大学等の福祉実習の受け入れの他、地域の関係者に向けた福祉の里セミナーや療育研究会などを開催します。また、各務原市の寺子屋事業への協力により福祉人材の育成に努めるとともに、他法人との事業連携（新）を進め地域に貢献できる体制を強化します。

各務原市福祉の里つくし(福祉型児童発達支援センター) 定員40名

1. 事業概要

ことばや社会性の発達がゆるやかであったり、偏りが見られたりする就学前の幼児とその保護者に対し、保育を通して心身の発達を促し、家庭を中心とする日常生活への適応力を育てます。また、保護者の方に対し相談、助言等を通して、子育ての不安を減らし自信を持って子育てしていけるよう支援します。

2. 運営方針

ことばや社会性の発達がゆるやかであったり、偏りがみられたりする就学前の幼児とその保護者に対し、個の発達段階に応じた効果的な保育を通して、家庭を中心とする日常生活への適応力を育成します。

3. 現状と課題

- ①クラスを増やすにあたっては職員数の課題や適切な広さの部屋がなく、現状での週3未満児クラスの増設が難しい状況です。
- ②親子療育によって保護者支援への有効性が高められていますが、保護者の中には、通園が負担になっている現状もあり、単独通園の時期や日数等の調整を図ることが望ましいです。
- ③1対1での支援が必要な重度の児が増えています。
- ④コロナ禍による職員の出勤停止や急病、休暇等がある場合、施設運営を工夫する必要があります。

4. 実施計画(目標)(★新規事業 ◎改善又は見直し事業・継続事業)

- ★ケアニーズが高いお子さん(個別サポート加算対象児)に対するサービスの向上に努めます。
- ★職員体制や部屋など環境的な点を考慮して3歳未満児の受け入れの調整を行います。
- ★年少児の単独通園について、その必要性和ニーズを整理し、今後の時期や回数等について状況に応じて調整を行います。
- ◎その日の状況によってクラス担当職員以外にも、フリー職員を配置してスムーズに支援できるよう努めます。
- ◎保育所等訪問支援事業との連携を深め、スムーズな就園とその後のフォローの充実を図ります。

5. 人員配置

管理者(専任)、児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士、言語聴覚士、看護師、医師、管理栄養士、送迎バス運転士兼介護員、事務職員

各務原市福祉の里つくし（保育所等訪問支援事業）

1. 事業概要

保育所、幼稚園等に在籍し集団適応のために専門的な支援を必要とする子どもに対し、通所・通園先の集団の中で個別的な関わりを通して、子どもが集団生活に適応し、保育所・保育園・幼稚園などで安定した生活が送れるように支援します。

2. 運営方針

子どもの発達特性や生活環境などを踏まえ、集団生活への適応性や社会性が身につけられるように支援します。また、ご家族や保育所等の職員と連携を取りながら子どもの育ちを支援します。

3. 現状と課題

- ①契約児に対して専任職員が訪問支援に当たり、またつくし、たんぽぽ終了児のフォローアップや、保護者の都合で施設利用が困難なケースに対しての訪問、集団生活の中で支援が必要なケースの訪問が計画的に行えています。また、福祉の里さくら利用児については、施設職員と連携を取りながら支援しています。
- ②地域支援として、「各務原市すくすく応援隊事業」、「各務原市すくすく応援隊事業 随時訪問」、「各務原市ことばの相談事業」に職員を派遣しました。それぞれの事業の特色を活かしながら、保護者や園の先生に対して発達に関しての相談を行っています。
- ③外部からの依頼を受け、幼稚園・子ども館の職員研修や羽島市発達支援研修会に講師として職員を派遣しました。

4. 実施計画（目標）

（1）保育所等訪問支援

- ①通所支援を利用困難な子どもや集団場面の中での支援が必要な子どもに対しての支援の充実

令和3年度の相談支援事業やすくすく応援隊事業の中で、通所支援が困難な子どもや園の集団の中での支援が必要な子どもの事例がいくつか見られたため、そのようなニーズに応えられるように事業展開していきます。

- ②地域支援の強化

子育て応援課、子ども館との連携を深め、待機児童やことばの相談会に上がってくる、支援が必要な子どもに対してのフォローアップができるような機会を作ります。

（2）地域支援

- ①各務原市すくすく応援隊事業への協力

市内の保育所、保育園、幼稚園等を巡回し、保育現場にて発達が気になる子に対して、現場職員に支援等をおこなう市の事業へ施設職員を派遣し、一緒に療育のアドバイスを行います。前年度のアンケート結果を踏まえて、事業内容を深めていきます。

- ②各務原市ことばの相談事業への協力

地域支援として、ことばや社会性の発達など気がかりなお子さんの相談に対して、市の保健師と協力しながら施設職員がアドバイスを行い、センター機能の役割を果たします。

5. 人員配置

管理者（専任）、児童発達支援管理責任者、訪問支援員（言語聴覚士）、事務職員

各務原市福祉の里たんぽぽ（医療型児童発達支援センター）定員20名

1. 事業概要

運動発達や医療的ケア等に支援が必要な就学前の乳幼児とその保護者に対し、保育を中心に理学療法、作業療法、言語聴覚療法、摂食機能療法などの総合的な療育を行い、子どもの全体的な発達を支援します。

2. 運営方針

運動発達や医療的ケア等に支援が必要な子どもに対し、保育士、看護師、訓練士がチームとなって連携し、総合的な療育を行い、子どもの全体的な発達を支援します。また、子どもが地域の園や支援機関でも安心して過ごせるよう、地域との連携に努めます。

3. 現状と課題

- ① 保育は、療育の目的別に2クラス編成とし、集団保育の中でも個々のニーズに合わせた配慮をしていますが、最近では、保護者の就労やレスパイトを目的とした家族分離へのニーズが高まっています。親子通園に意義を感じられる支援を考え直すと同時に、家族分離の目的や方法の再検討が必要です。
- ② 子どもと家族に対し、多職種の視点で関わり、日々の連絡や定期的なケース検討にて情報交換をしていますが、職員それぞれの考え方や思いを尊重した意見交換、分かりやすい伝え方、情報は適宜更新するなど、業務をよりスムーズに進めることが課題です。
- ③ 医療的ケア児の成長に伴い、施設内外の関係機関への引継ぎや情報提供の機会が広がっています。利用児の、医療的ケアの種類も多様化しています。

4. 実施計画（目標）（★新規事業 ◎改善又は見直し事業・継続事業）

★年齢に応じた単独通園

単独通園の必要性とニーズを整理し、今後の時期や回数等について状況に応じて調整を行います。

◎個々のニーズに合わせた支援の充実

療育目標、支援内容の多様化に対応できるよう、保育のクラス編成や支援内容（親子通園の効果を活かしつつ、家族分離の実施目的、他事業所との連携など）、また、そのための役割分担について再検討します。

◎職員が働きやすい組織作り

他職種の専門性や思いを尊重しながら、多職種間の情報や意見交換を継続し、相互に話しやすい環境をつくります。

◎医療的ケア児への支援の充実

定期的なケース検討や研修を通し、職員間の情報交換を行います。

医療的ケア児の生活の場が広がるよう、子どもを取り巻く施設内外の関係者が安心して支援できる体制作りに努めます。

5. 人員配置

管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、医師、管理栄養士、事務職員

各務原市福祉の里さくら（児童発達支援事業）定員20名

1. 事業概要

主に保育所・幼稚園等に在籍し、ことばや社会性の発達が気がかりな、又は運動発達に支援が必要な就学前の幼児とその保護者に対し、週1回、ニーズに応じた個別的な支援（取り出し療育）を行い、総合的な発達と社会生活への適応を促します。また、保護者に対しては、子どもの特徴を理解し、子育てへの不安や悩みが軽減されるように支援します。

2. 運営方針

ことばや社会性、運動の発達が気がかりな就学前の幼児を対象に、一人一人の子どもに応じた個別的な支援を行うとともに、地域の医療・園・学校等との連携を図り、家族が地域の中で安心して生活できるように支援します。

3. 現状と課題

- ① 子どもの発達段階や発達特性に合わせた多様な療育のあり方が必要です。
- ② 保護者に対して、子どもの発達段階や発達特性を踏まえた全体像への理解を深めていく必要があります。
- ③ 集団生活と療育、それぞれの場での発達保障について役割分担をする等、保育園や幼稚園と連携することが大切です。
- ④ 就学支援では、各務原市教育委員会に、就学先決定に関わる子どもの情報と保護者の思いを、的確に伝えていく必要があります。

4. 実施計画（目標）（★新規事業 ◎改善又は見直し事業・継続事業）

★個別支援計画の充実

登録者数が100名程に対し、複数の児童発達管理責任者を置くことで個別支援計画の充実を図ります。

◎子どもの発達に合わせた療育

子どもの発達のニーズに合わせた様々な療育形態を提供します。必要に応じて母子療育や異学年でのグループ編成を行ないます。また活動の工夫や職員の関わり方について評価と改善を継続的に繰り返すことで、支援の質を高めます。

◎保護者支援

「さくら」の姿だけでなく、家庭や保育園等での集団生活、発達検査の結果等の様々な側面から、こどもの全体像について、保護者と共通理解を図っていきます。子どもが成長している点を確認しながらも、支援が必要な点についても丁寧に確認します。

◎地域支援

- ・ **保育園等との連携**…利用児が在籍している保育園等を訪問し、子どもの姿について保育園等と共通理解を図ると共に、保育園等でできる支援について具体的に提案します。
- ・ **就学支援**…保護者向け勉強会（年4回）、校区の学校見学、大学教授による発達相談会、小児科診察、教育支援委員会への情報提供等を通じて、子どもの発達に合った就学先を保護者が納得して選択できるよう支援します。

5. 人員配置

管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、医師、事務職員

各務原市福祉の里あすなろ(生活介護事業)定員60名

1. 事業概要

知的障がいがある方に対し、安定した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、食事の介助及び更衣、排泄の支援を行います。また、作業活動(仕事)を中心とし、調理・洗濯・掃除などの支援、並びに検診、運動などの健康管理の支援、外出支援等を行います。

2. 運営方針

知的障がいがある方に対し、障がいの特性や得意なこと、加えて支援のニーズに応じて、1階と2階のグループに分かれて活動を行います。また、一人ひとりのニーズや目線に合わせた支援を実施します。

施設での活動や地域で生活する上での情報提供及び助言をするとともに、地域にある様々なサービス機関と連携して支援を行います。

3. 現状と課題

- ① 1階、2階のそれぞれの活動が確立したことで、活動内容が充実し、利用者が落ち着いて活動に参加できるようになりました。また、一人ひとりが自分らしさを出せる場面が増えました。
- ② コロナ対策を考え少人数による分散化でのニーズに沿った行事を実施しました。
- ③ 2階利用者の障がいの重度化や、強度行動障害の増加で、介助や個別での支援が必要な利用者が増加しました。介助・支援のしやすい障がい者用トイレの増加が必要です。
- ④ 利用者の高齢化により、生活習慣病等の健康不安が増えています。また、親の高齢化に伴う送迎用バスステーションまでの付き添いが難しくなるケースが出ています。

4. 実施計画(目標)(★新規事業 ◎改善又は見直し事業・継続事業)

★将来の暮らし支援

他法人が運営するグループホームと連携し、暮らし全体を支える支援を目指します。また将来の暮らしの場、家庭での支援者の緊急時にどのように対応していくか相談支援専門員、関係事業所と連携し、検討していきます。

★大型巡回バスによる送迎方法の見直し

利用者の高齢化、親の高齢化に伴う送迎法方位の見直しを検討します。

◎行動障がい者への支援方法の検討

行動障がい者への支援方法のあり方を検討すると共にハード面での環境整備を行います。

◎安心・安全の確保

移動時は事故を防止するために付添・見守りをより行い、安全の確保に努めます。また、年間の各行事についてもコロナ感染対策を考え、少人数により分散化でのニーズに沿った新しい形での行事を行います。

◎意思決定と自己選択、及び尊厳の保障

各活動において、自分で選択する場面を増やし、意思決定と自己選択を尊重する支援に努めます。また、トイレ誘導やトイレ介助については、利用者の体調に合わせてつつ、尊厳を保障できるように努めます。

5. 人員配置

管理者、サービス管理責任者、生活支援員、看護師、医師、管理栄養士、事務職員
送迎バス運転士(委託)

各務原市福祉の里ぽぷら (生活介護事業) 定員20名

1. 事業概要

重症心身障がい、身体障がいの方に対して食事及び排泄・入浴の介護や日常生活に必要な機能の維持向上を目的とした機能訓練の機会の提供、その他レクリエーションなどの活動を通して安定した日常生活と社会参加への支援を行います。

2. 運営方針

利用者の生活の質を高め、安定した日常生活を営むために必要な支援、介助、訓練等を行い、地域での安心で安全な暮らしを支援します。また、地域にある様々なサービス機関との連携のほか、施設での活動や地域での生活に必要な情報の提供および助言等の支援を行います。

3. 現状と課題

- ① コロナ禍において、自主的な利用自粛が強まり、利用率が低下しています。また、持病の悪化に伴う死亡や保護者の高齢化による入所もありました。
- ② コロナ禍でマスク着用が難しい方が数人いることから、感染症対策の難しさを感じました。感染対策を踏まえた活動内容の工夫が必要です。
- ③ コロナ禍での生活や加齢の影響から筋力低下が目立ち、医師や訓練士に相談しながら筋力維持に努めました。常駐の訓練士が望ましい。
- ④ 施設での医療的ケアの内容が変化してきました。(褥瘡の処置や新たな胆管ドレナージの処置等)
- ⑤ 家族の高齢化や家族間のトラブルがあり、相談支援の必要性が高まってきました。家族への情報提供などの介入が必要になってきています。

4. 実施計画 (目標) (★新規事業 ◎改善又は見直し事業・継続事業)

◎地域生活支援拠点事業所としての体制整備

家庭での見守り支援等の情報収集をしてプロフィールブックの見直しを行います。

◎安心・安全な医療的ケア

職員間の気づきを大切にすることにより、健康悪化につながる兆候を少しでも早く見つけられるよう努めます。また、予防のための活動・支援を行うとともに、丁寧かつ確実な医療的ケアを実施します。

◎コロナ禍での機能訓練

利用者の日常生活動作の維持向上に努めます。

◎衛生管理

新型コロナウイルス感染予防として、利用者の協力を得ながら、マニュアルに沿った取り組みを行い、水際で食い止められるよう努めます

◎家族支援

家族からの相談に耳を傾け、他事業所や相談支援専門員と連携しながら必要な助言などの支援を行います。

◎災害に備えての取組み

施設で備えた医療用品、衛生用品その他の備蓄品の定期点検や、火災だけでなく地震時や利用者の急変時の対応と訓練を行います。

5. 人員配置

管理者、サービス管理責任者、生活支援員、看護師、医師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、事務職員、送迎バス運転士 (委託)

1. 事業概要

障がいのある方に対して、次の段階を念頭に置いた福祉的就労の場を提供し、能力及び特性に応じて適切に支援を進め、社会的に自立できる力を育てます。

2. 運営方針

- ・福祉的就労を念頭に置いた作業支援、就労支援・相談支援に努めます。
- ・生活自立に向けた生活支援に努めます。（公共交通機関の利用など）
- ・一人ひとりのニーズや目標に合わせたサービスを実施し評価します。
- ・様々な障がいに対応するため、職員のスキルアップを図りサービス向上に努めます。

3. 現状と課題

- ① **作業支援**：従来からの受託作業の正確性に努めてきました。今後も安定した工賃の確保を目指して、信頼される作業を続ける必要があります。
- ② **生活支援**：公共交通機関利用を中心とした施設行事を計画しましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度も中止しました。今後の動向を見つつ、実施を検討する必要があります。また、将来的にグループホームなどへの入居希望者が増えているため、相談支援事業所と連携し、準備支援も必要です。
- ③ **就労支援**：一般就労については、本人・家族の意向を踏まえて意識付けを進めていく必要があります。その上で、福祉的就労の場として、個々の特性に合わせながら、働くためのスキル向上の支援を行っていく必要があります。

4. 実施計画（目標）（★新規事業 ◎改善又は見直し事業・継続事業）

◎作業支援

定期的に受託している作業の正確性を上げるために環境の構造化等を行います。また、作業スピードにこだわらず作業内容の範囲を広げるとともに、働く喜びを重視した支援を行います。コロナ禍における新規受託事業を開拓し、工賃月額10,000円を目標とします。

◎生活支援

生活自立に向けた支援として公共交通機関の利用について検討します。コロナ禍において感染防止対策に努め、買い物や余暇の過ごし方の支援について検討します。またグループホームへの入居希望者への準備支援を行います。

◎就労支援

一般就労、就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型）を視野に個別に支援します。

◎お楽しみ行事、社会見学

新型コロナウイルス感染防止対策を取りながら、年1回の社会見学（工場見学一工場の仕組みや、生産ライン・働く人を実際に見て、働くことへの興味・関心や意欲を育てる）年1回実施します。また、各務原公園での体カづくりも月1回実施します。

◎家族支援

相談支援事業所と連携しながら、将来に向けての暮らしの相談を行います。

5. 人員配置

管理者、サービス管理責任者、生活支援員、職業指導員、管理栄養士、事務職員

各務原市基幹相談支援センター すまいる

1. 事業概要

障がいのある方に関する相談を総合的、専門的に支援しています。また、支援困難事例や虐待への対応、相談支援従事者への助言を行い、関係機関と連携・協働しています。地域の福祉サービスや人材育成、支援技術等の向上を図るとともに、各務原市障がい者地域支援協議会（協議会）の運営を行います。

2. 運営方針

障がいのある方本人の声をお聞きしながら、本人自身が希望する暮らしが実現できるよう、安心して相談できる支援体制の構築と、本人が望む暮らしが叶うように関係機関や協議会で検討する地域作りの取り組みとの両輪で進めていきます。

3. 現状と課題

- ① 相談の内容が幅広く、また、障がい種別も様々であることから、職員の資質向上のため、積極的な研修への参加で知識、支援技術を身に付けることが必要とされます。
- ② 地域で生活のしづらさを抱える人が増えている現状と共に県及び市内相談件数の増加に伴い、委託相談のあり方も踏まえた市内の相談支援体制の整備を行う必要があります。
- ③ 福祉的な支援のニーズの高まりと市内の福祉サービス事業所の増加等を受け、今後協議会の役割は高まっていくと思われる為、適正な運営が行われるよう協議していく必要があります。

4. 実施計画（目標）（★新規事業 ◎改善又は見直し事業・継続事業）

◎ワンストップ相談窓口の役割体制構築

関係機関と密な連携を取り、相談者の方の不安軽減に努めます。

◎市内の相談支援体制の構築

強度行動障害者、医療的ケア児者、地域生活する上で障がい特性によって、生活のしづらさがある方たちへの相談支援について考えていきます。

◎障がい者虐待の防止に向けての体制づくり

各務原市・支援施設・関係機関（権利擁護センター・子ども相談センター・警察等）と連携を密にしながら、障がい者の権利を守るためのネットワークの構築と市内障害福祉サービス事業所への研修等を企画し、理解を進めます。

◎各務原市障がい者地域支援協議会の運営及び地域生活支援拠点の実施

各務原市と連携しながら協議会の運営を行い、各部会で活発な意見交換ができる場や、専門職による検証・助言ができる場、各種研修ができる場作りを目指します。また、関係機関の連携やコーディネーターの活用により緊急時の相談や受け入れ対応、障害福祉サービスを受けていない障がい者と高齢家族の世帯など『親亡き後』が心配される方の実態把握を実施します。

★高齢障がい者支援体制の構築

障害者総合支援法の対象から介護保険へ円滑に移行できる体制づくりのための連携強化を目指します。

5. 人員配置

相談支援課長兼センター長、地域生活支援拠点コーディネーター、相談支援専門員、事務職員

各務原市福祉の里どんぐり（特定・障害児相談支援事業）

1. 事業概要

障がいのある人やそのご家族の思いに寄り添い、能力や特性に応じて、自立したその人らしい生活が送れるように相談支援を行います。また、将来や子育てに不安がある人に対しては適切な情報提供等を行い、不安の軽減が図れるよう支援します。計画相談支援においてはサービス等利用計画書の作成を通して適切な福祉サービスの提供が行えるよう情報提供を行い、継続的にモニタリングを行う中で利用者の生活の質が高まるような相談支援を行います。

2. 運営方針

各務原市内の障がい児者が安心した生活を送れるように、様々な相談に応じ、医療、保健、福祉、教育などの関係機関と連絡調整を図りながら、総合的・継続的に相談支援を行います（一般相談）。また、サービス等利用計画書の作成を通して利用児者の方のニーズに応じた福祉サービスが継続的に利用できるよう、モニタリングを行い、サービス提供事業所と連携を図ります（計画相談）。

相談支援を通して、地域での課題を発見し、関係機関と連携をしながら課題解決に向けて努力します。

3. 現状と課題（計画相談対象児者数540人を4人で担当）

- ① 新型コロナ感染予防のため、直接会うことが難しいので、利用者の真のニーズを汲み取りながら支援を考えていくことが難しくなっています。
- ② 本人、家族の価値観、ニーズが多様化し、対応が難しいケースが増え、関係機関との複雑な調整、幅広い知識が必要になってきています。
- ③ 子どもの虐待案件が非常に多くなっており、関係機関との役割分担や支援内容が非常に複雑かつ繊細なものとなっています。
- ④ 市内の相談支援事業所が増える中、市内の児童を担当する相談員が増えておらず、未就学児のセルフプランを減らすことができませんでした。
- ⑤ コロナ禍における会議や面談の方法として、オンライン会議、リモート面談を実施することができました。

4. 実施計画（目標）（★新規事業 ◎改善又は見直し事業・継続事業）

◎丁寧な相談

利用児者の立場に立った丁寧な相談支援を行います。

◎関係機関との連携

利用児者の将来を考え、より良い生活を送ることができるよう、関係機関と連携を取り、個別支援会議等を通して支援の方向性を一緒に考えていきます。

◎サービス等利用計画・一般相談の質の向上

利用児者の真のニーズを汲み取り、より良い支援を利用者に提供するため、研修を充実させ、市外、県外の福祉施設、サービス、関連する分野についても幅広い知識を得ていきます。

★コロナ禍での新しい相談スタイルの確立

オンライン会議、リモート面談など、コロナ禍における場面に応じた相談スタイルを実施していきます。

★相談支援事業所としての役割の検討

市内相談支援事業所が増えた中、どんぐりの役割について改めて検討していきます。

5. 人員配置

管理者、相談支援専門員、事務職員

高齢者生きがいセンター稲田園(生きがいセンター)

1. 事業概要

市内在住の60歳以上の方を対象に、健康増進のため入浴施設、運動器具・軽スポーツ用具等を提供するとともに、教養の向上、レクリエーションなどの便宜を図ります。

2. 運営方針

高齢者が健康で明るい生活を営めるよう、生きがいと健康づくり活動を支援する環境を提供するよう努めます。また、市民のニーズに応えるため地域の社会資源を活用するとともに、市ならびに関係機関と連携を図り事業推進に努めます。

3. 現状と課題

新型コロナウイルス感染症対策のため休園が4カ月以上あり、昨年度に続き、大幅な利用者減となりました。園では、新型コロナウイルス感染症予防・拡大防止の対策を適切に行うことで、個人及び団体利用者からは対策がしっかりしていて安心して利用できること好評でした。特に、大浴場での入浴はとても気持ちがいいと好評でした。また、減少した利用者を増やしていくために既存利用者のフォロー及び新たな利用者の開拓が必要です。

「重い持病を抱えた利用者」や「障がい者手帳を所持する利用者」が増え、見守りの重要度が上がっているため、今後も利用者間のトラブルや入浴中の事故防止のための見守り、新型コロナウイルス感染症予防を含む安全配慮が重要な課題と考えています。

4. 実施計画(目標)(★新規事業 ◎改善又は見直し事業・継続事業)

◎新型コロナウイルス等感染症対策の徹底

新型コロナウイルス感染症予防・拡大防止対策に努めます。

◎入浴サービス

利用者に満足いただけるよう、衛生管理・美化の行き届いた入浴施設の提供に努めます。また、入浴中の事故防止、健康面の見守りに努めます。

◎団体向けサービス

各種団体が10人以上の利用で、計画的に送迎バス(無料)を配車します。

◎生活・健康等の相談及び指導

★ラジオ体操(毎日・午前)、音楽に合わせた体操(月数回・午後)の実施。(利用者の健康維持・増進及び付加価値のサービスとして)

・健康増進施設として「稲田園 健康講座」を年1回計画・実施し、健康維持・増進に繋がられるようにします。

◎関係機関・ボランティアと連携した取り組み

・市関係機関等と連携し、団体向けに「出前講座」「演芸」等を紹介します。
・新規利用者の開拓のため、チラシの配布やホームページでPRします。

5. 人員配置

園長、事務職員、用務員

福祉の里支援センター

1. 事業概要

ボランティアの活動支援や大学生等の実習生の受け入れ、施設PRのための行事開催のほか、全市民に対してアリーナ等の貸館業務を行います。

2. 運営方針

地域住民に対して、福祉に関する各種研修事業、ボランティア活動支援事業、その他地域の特性や地域住民のニーズに応じた事業を行い、ボランティア活動の知識、福祉の充実・促進を図ります。

3. 現状と課題

ボランティアや大学生等の実習生を積極的に受け入れ、これらを通して福祉に対する理解を深めていただき、施設と地域との繋がりを大切にしていきます。

ボランティアについては、長期間活動していただいていた方が活動を終了されるなか、関係機関とも連携しながら新たな活動者の募集と長期継続となるよう支援を行う必要があります。

貸館業務については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、貸出休止が増えています。不特定多数の利用であることから、貸出時には感染防止のため、消毒等の予防対策を徹底し、安心してご利用いただけるよう努めていきます。

4. 実施計画（目標）

（1）ボランティア活動支援事業

ボランティアの参加育成に努め、地域社会との交流を積極的に行います。また、各務原市社会福祉協議会とも連携しながら、福祉の知識の充実・促進を図ります。

（2）体験学習生・実習生の受け入れ・研修等

中学校や高校の福祉体験学習・インターンシップ等の受け入れを行い、施設と学校とのネットワークを密にするとともに、共同して福祉教育に寄与します。また、大学等の福祉職員養成機関の実習の受け入れを行い、今後の福祉現場を担う専門職員の養成を行います。

（3）福祉の里ふれあい夢まつりの開催

これまでの事業運営へのご理解とご支援に対する感謝を伝え、また今後の事業にご理解をいただくためのイベントとし、市民の皆様への情報発信の場とします。

新型コロナウイルス感染状況をみながら、開催を検討します。

（4）貸館業務

全市民を対象にアリーナ・会議室・なかよし広場等を提供します。

利用者にも協力をお願いし、新型コロナウイルス感染防止のため、体調管理、消毒等を徹底します。

年間行事計画

月	施設行事	全体行事、理事会・評議員会
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・新年度保護者説明会（各施設ごと） ・遠足（つくし・たんぼぼ） 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ旅行（あすなる） 	<ul style="list-style-type: none"> ・監事会 ・第1回理事会 ＜令和3年度事業報告・決算他＞
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーデイ（たんぼぼ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・定時評議員会 ＜令和3年度事業報告・決算他＞
7月		
8月		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・遠足（たんぼぼ） ・岐阜県障がい者ふれあい福祉フェアに参加（虹の家・友愛の家、あすなる） 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・遠足（つくし） ・岐阜県障がい者スポーツ大会に参加（あすなる、虹の家・友愛の家） ・岐阜県障害福祉事業所連絡会岐阜ブロック交流運動会に参加（虹の家・友愛の家） 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の里ふれあい夢まつり ・第2回理事会 ＜理事長の業務執行状況報告他＞
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーデイ（たんぼぼ） ・インフルエンザ予防接種（あすなる、虹の家・友愛の家） ・社会見学（虹の家・友愛の家） ・ソロプチミストとの交流会（虹の家） 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・クリスマス会（施設ごと） ・もちつき大会（あすなる） ・竹林救援隊ボランティアによる門松作り（ぼぶら） ・愛護ふれあいバス事業（虹の家・友愛の家） ・お楽しみ交流会（虹の家・友愛の家） 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・初詣（ぼぶら、虹の家、友愛の家） 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・節分行事（施設ごと） ・蘇原民生委員児童委員との交流会（虹の家） 	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決第三者委員会（第三者委員2名出席） ・衛生委員会（健康管理医出席）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・卒園式（つくし・たんぼぼ） ・年度末式（あすなる） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回理事会 ＜令和5年度事業計画・予算他＞

※各行事は新型コロナウイルス感染状況を考慮して開催の判断を行う

- ・運営責任者会議…毎月1回
- ・避難訓練…毎月1回実施
- ・事故検証委員会…2ヵ月毎実施
- ・衛生委員会、虐待防止委員会、給食委員会…毎月1回実施
- ・新型コロナウイルス対策委員会…随時
- ・保護者向け勉強会・交流会（つくし・たんぼぼ…毎月1回、さくら…年4回）実施